

需要抑制量調整供給契約のご案内

0 1	ネガワット取引の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
0 2	ネガワット取引の分類およびスキーム・・・・・・・・	P 6
0 3	需要抑制量調整供給契約に必要な契約の要件・・・・	P 11
0 4	需要抑制量調整供給のお申込みについて・・・・・・・・	P 13
0 5	新たに需要抑制量調整供給を開始するまでの必要工事および工期 ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 29
0 6	インバランス料金制度・・・・・・・・・・・・・・・・	P 32
0 7	バランシンググループ（B G）・・・・・・・・・・	P 41
0 8	契約申込における留意点・・・・・・・・・・	P 43
0 9	小売電気事業者への需要抑制計画・ベースラインの通知・・	P 47
1 0	計画不整合時の取扱いについて・・・・・・・・・・	P 49
1 1	ネットワークサービスセンターへの問い合わせ先・・・・	P 51

01

ネガワット取引の概要

○ネガワット取引とは

ネガワット取引とは、デマンドリスポンス（DR）※のうち、「需要削減」の取組として、電気事業者やネガワット事業者（アグリゲーター）と需要家の間の契約に基づき、電気事業者等からの要請に応じて行った**電力の需要削減の量や容量を取引する取組**をいいます。

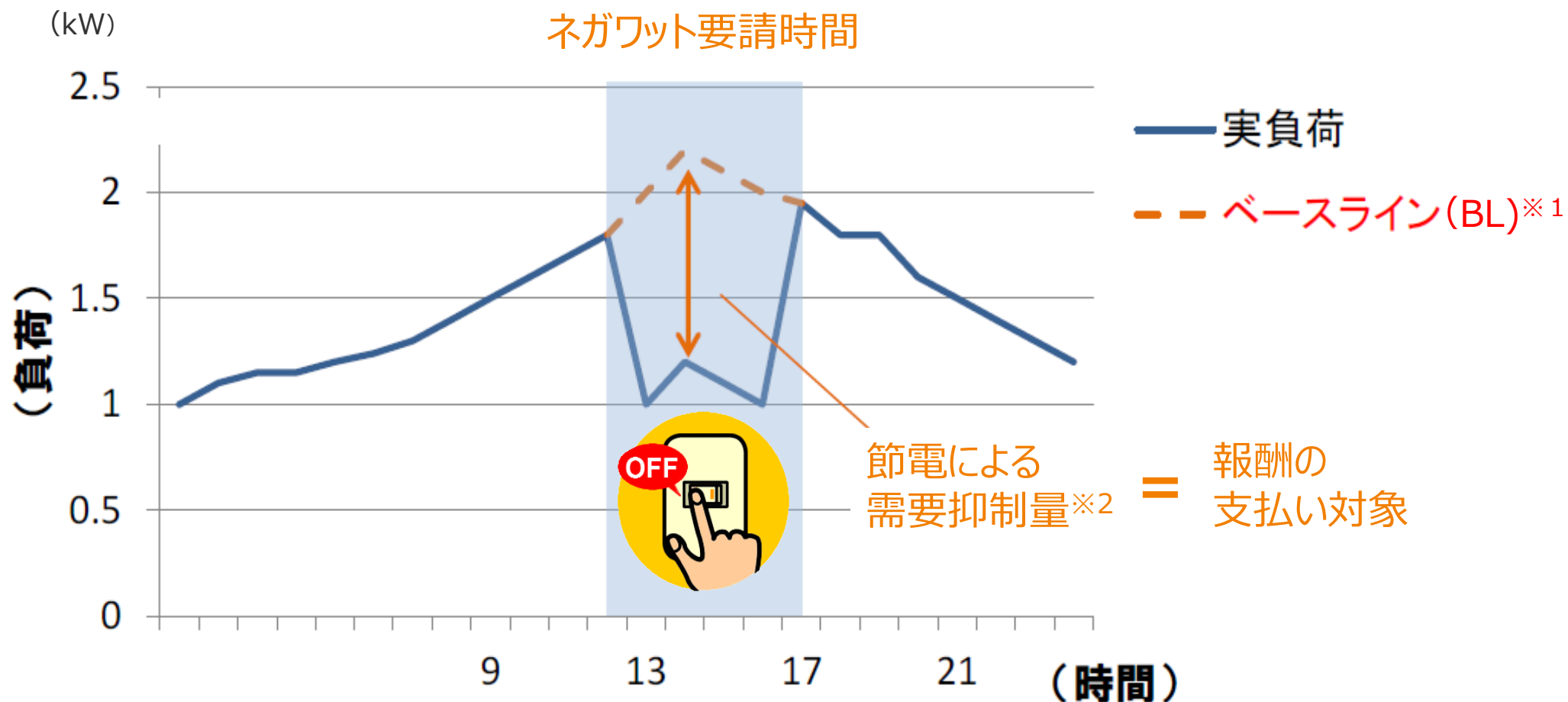
※デマンドリスポンス（DR）導入の背景

従来の電力システムは、電力需要を所与のものとして、電力供給をどのように行うべきかという視点からの取組が中心でした。しかし、東日本大震災を契機に、電力供給の制約や集中型電力システムが持つ課題が明らかとなり、従来の電力消費量を削減する省エネの強化だけでなく、**電力供給状況に応じてスマートに消費パターンを変化させること、いわゆる「デマンドリスポンス」**の重要性が強く認識されるようになりました。需要パターンの変化には「**需要削減**」と「**需要増加**」の2通りが考えられます。

DRの種類	概要
需要削減	・効果的にピークカットを行うことで需給ひっ迫の解消に寄与するとともに、非効率な火力発電の焚き増しや維持、及びピーク電源の新設等が不要になることで中長期的には発電容量を合理的な規模に維持し、安定供給を実現することにつながる期待されている。
需要増加	・再生可能エネルギーの導入拡大に伴い電力の供給過多状態に陥った際に、需要家に対し電力の消費増加を促すことで、電圧や周波数等の電気の品質安定化に資するものとしての活用が考えられている。

02 | 需要抑制イメージ

○需要抑制イメージ

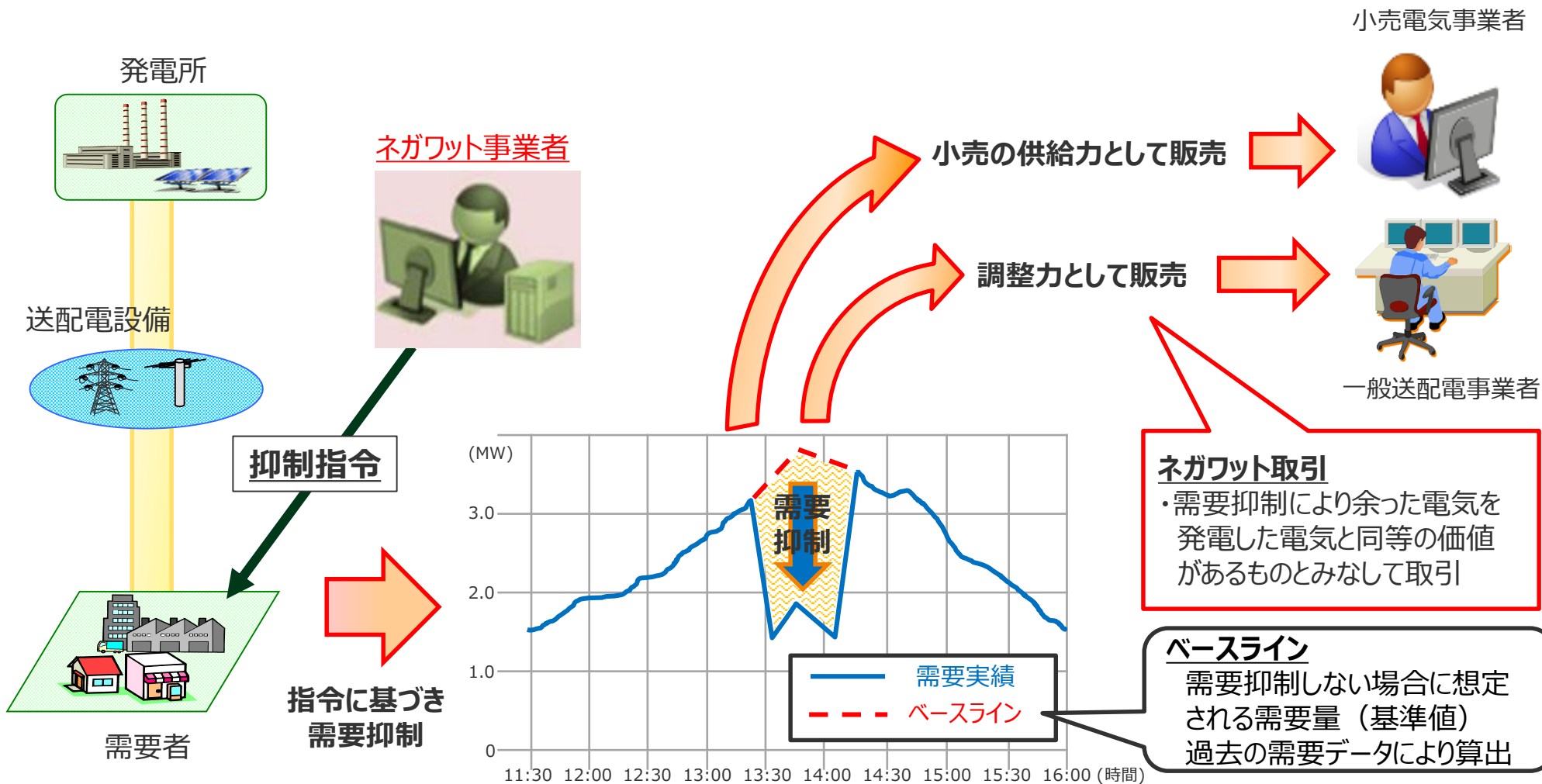


※1 ベースラインとは需要家が節電をしなかった場合に想定される電力使用量。(30分コマ毎に設定)

※2 ベースラインから電力使用量を引いた電力量が節電量(需要抑制実績)となる。

03 | ネガワット取引の概要図

○ネガワット取引の概要図



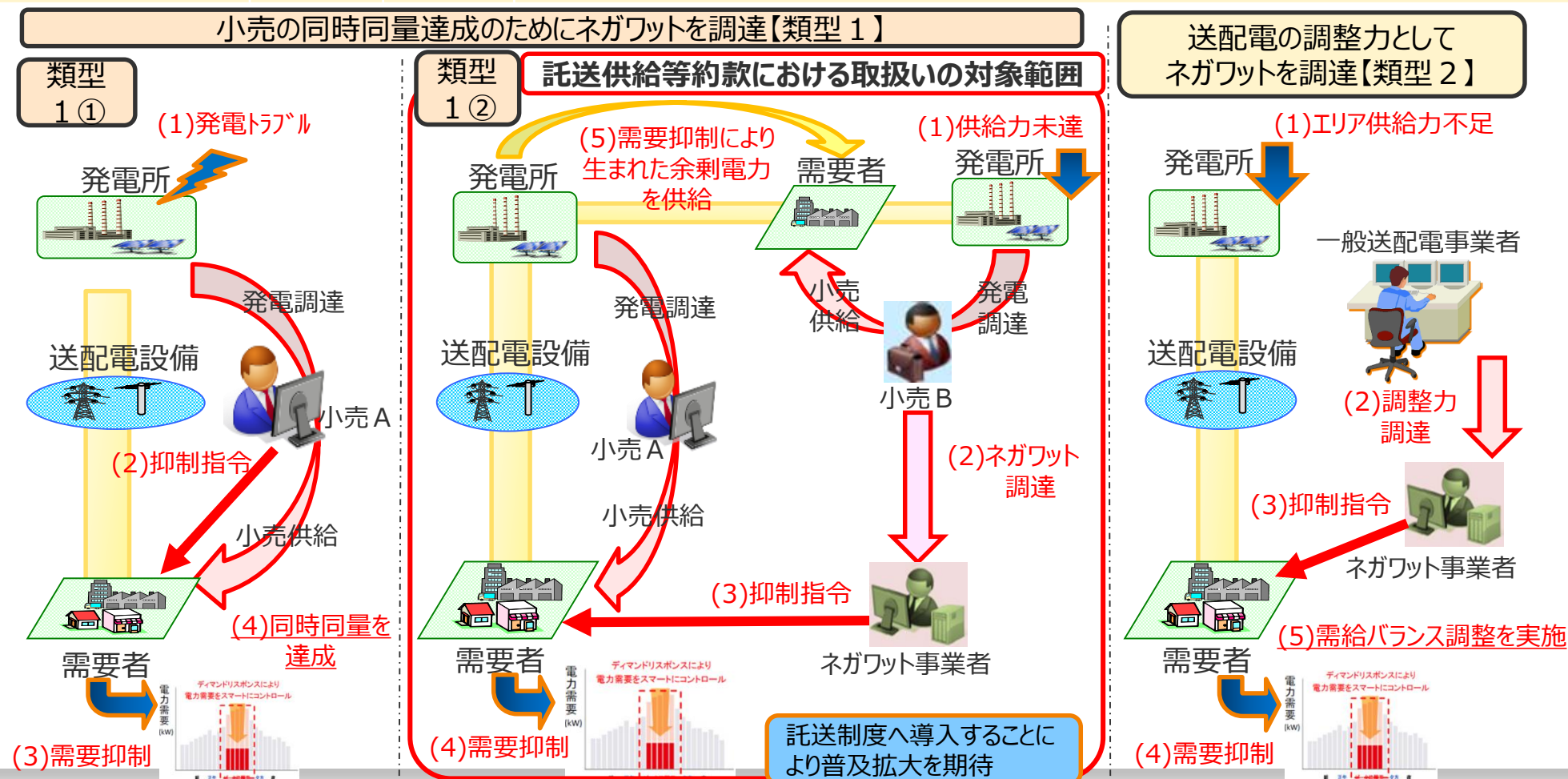
02

ネガワット取引の分類およびスキーム

01 | ネガワット取引の分類

ネガワット取引は、需要抑制量の調達の目的や買い手に応じて、以下のとおり分類されます。

調達目的	類型	買い手	調達内容
小売の同時同量達成	1 ①	小売	自らの需要に対する供給力の代わりとして、 <u>自らの顧客</u> に需要抑制を指令
	1 ②	小売	自らの需要に対する供給力の代わりとして、 <u>他の小売の顧客</u> からネガワットを調達
送配電の調整力	2	送配電	エリアの需給調整のため、 <u>調整力</u> としてネガワットを調達



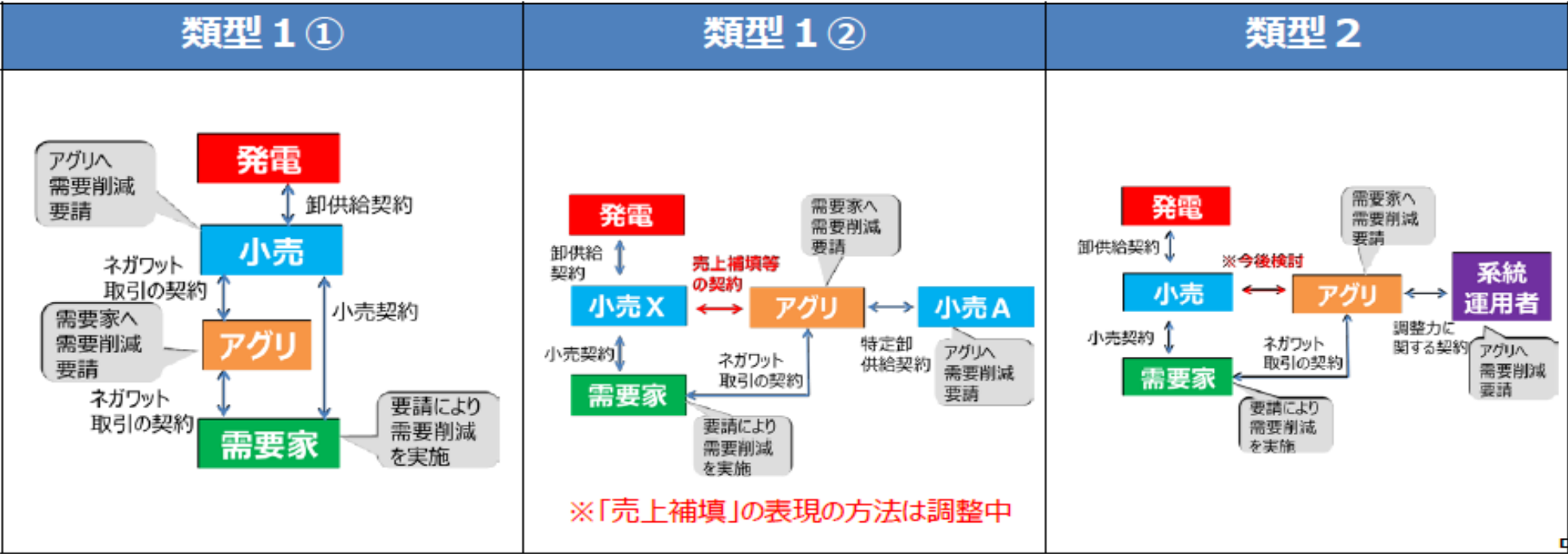
【参考】各分類別の契約形態

(第3回ERAB検討会資料より)

【参考】ネガワット取引に関する類型について

- ネガワット取引は、その形態により以下の3つに分類される（下記参照）。
 - 類型 1 ①：小売事業者が自社の需要家からネガワットを調達するもの
 - 類型 1 ②：小売事業者が他社の需要家からネガワットを調達するもの
 - ※2017年中にこの類型に基づいた「ネガワット取引市場」が開設される予定
 - 類型 2：一般送配電事業者が需給調整のためにネガワットを調達するもの

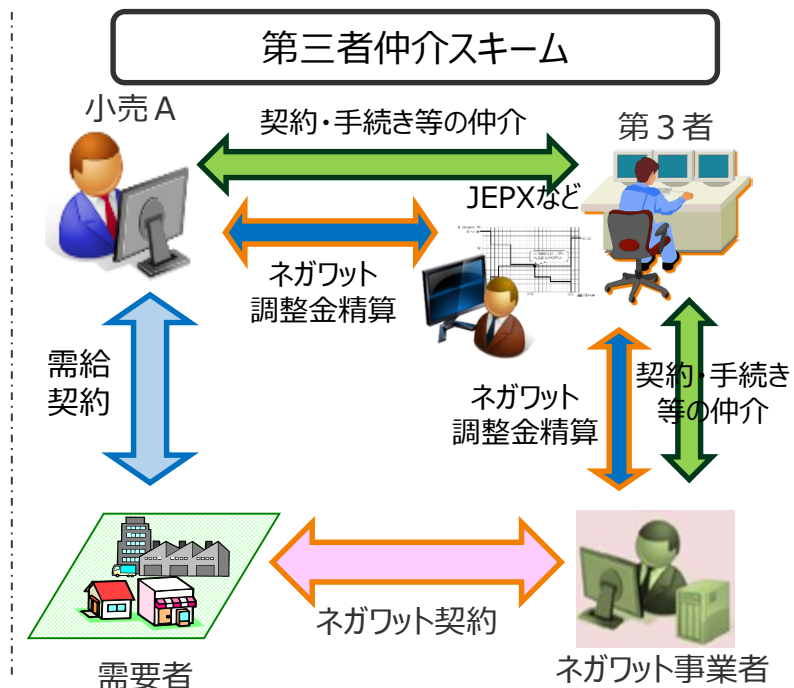
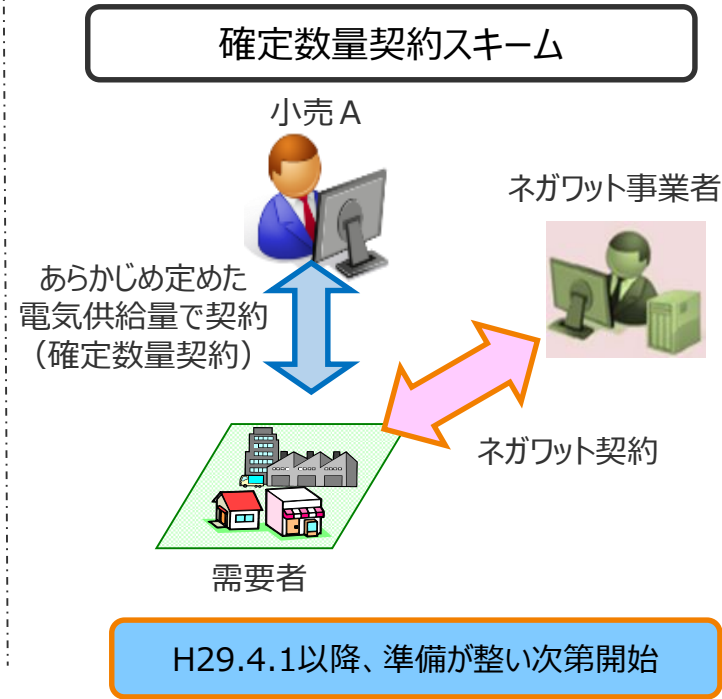
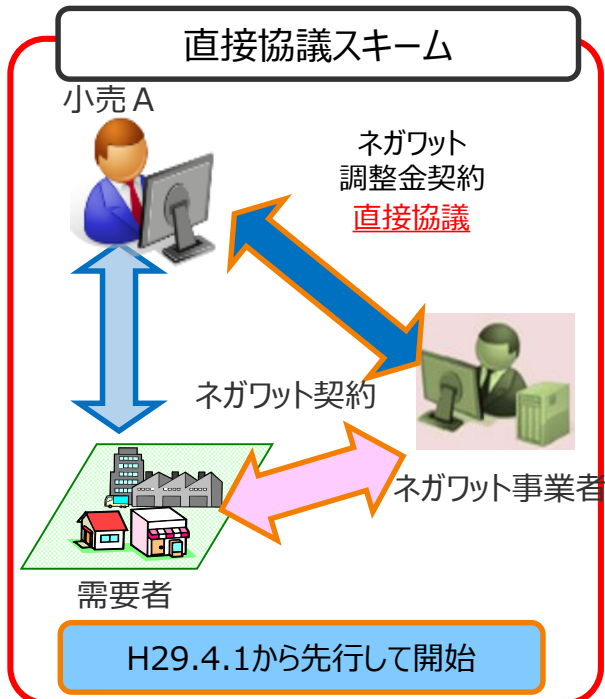
類 型 の 種 類



02 | ネガワット取引の取引スキーム

ネガワット取引は、形態に応じて、以下の3つの取引スキームに分類されます。平成29年4月1日より、直接協議スキームが導入されます。なお、確定数量契約スキーム、第三者仲介スキームも準備が整い次第、実施が予定されています。

スキーム	直接協議	確定数量契約	第三者仲介
売上げ補填等の協議の形態	・小売とネガワット事業者間で、 直接協議	・小売とネガワット事業者間で、 協議の省略が可能	・協議の手続きを 第三者が仲介
ねらい	売上げ補填額の適切性を確保	あらかじめ定めた数量の電気料金を確定するため、ネガワットを自由に利用可能	・補填額の協議や契約手続き等が不要 ・取引に匿名性を持たせることも可能であり、制度の導入促進を期待
実施時期	平成29年4月1日～	調整中	調整中

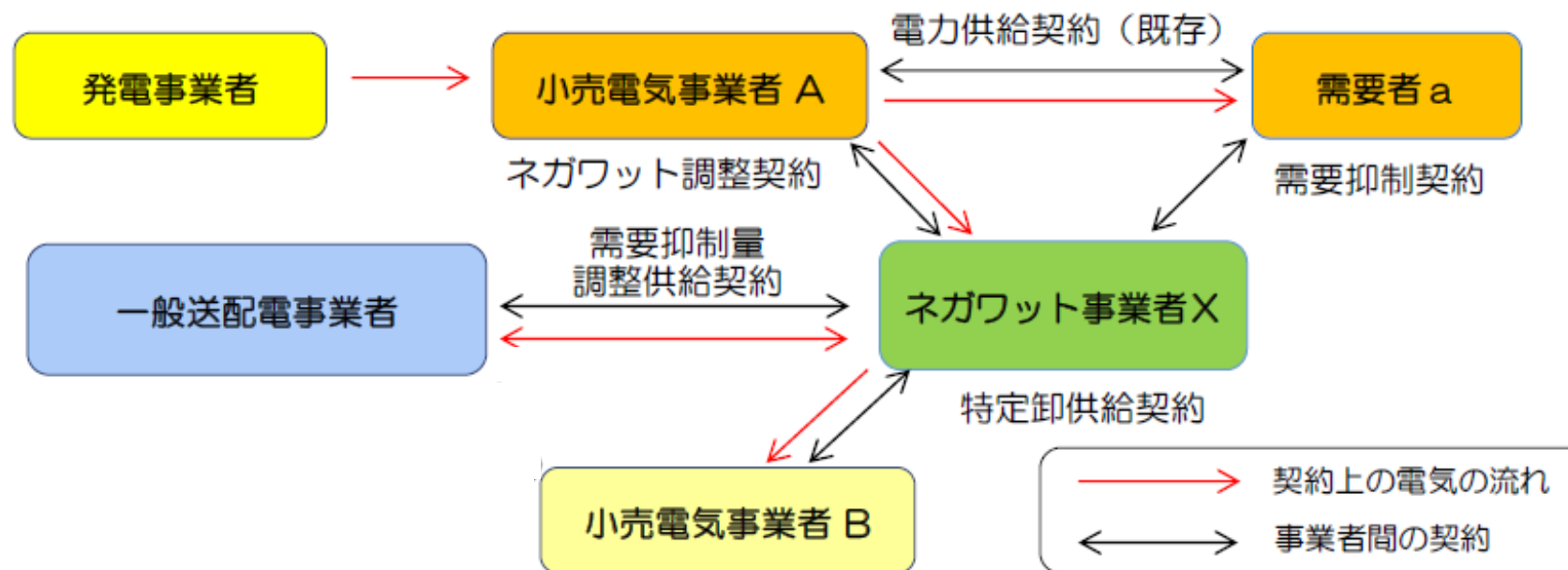


03 | 類型 1 ② 直接協議スキームの契約形態

(電力広域的運営推進機関 ネガット取引 (直接協議スキーム) に関する説明会資料より抜粋)

- 直接協議スキームのネガワット取引は、以下4つの契約が必要です。(契約名称は仮称です)

契約名 (仮称)	契約者		内容
ネガワット調整契約	小売A	ネガX	需要抑制を行った需要者に電力を供給する小売電気事業者Aとネガワット事業者で便益を調整する契約。
需要抑制契約	需要者 a	ネガX	需要抑制を行った需要者に対し、ネガワット事業者がネガワット創出の報酬を支払う契約。逆に、計画通りに需要抑制を達成できない場合のペナルティに関する契約。
特定卸供給契約	小売B	ネガX	ネガワット事業者と特定卸供給 (いわゆるネガワットの供給) 先との販売に係る契約。
需要抑制量調整供給契約	一般送配電事業者	ネガX	需要抑制計画と実際の需要抑制量に乖離が生じた場合、一般送配電事業者によるその過不足分を補ってもらい、ネガワットを他社に特定卸供給として売電できるように整形するためのネガワット事業者と一般送配電事業者との契約。(冒頭で紹介した電力量調整供給の契約)



03

需要抑制量調整供給契約に必要な 契約の要件

01 | 需要抑制量調整供給契約に必要な契約の要件

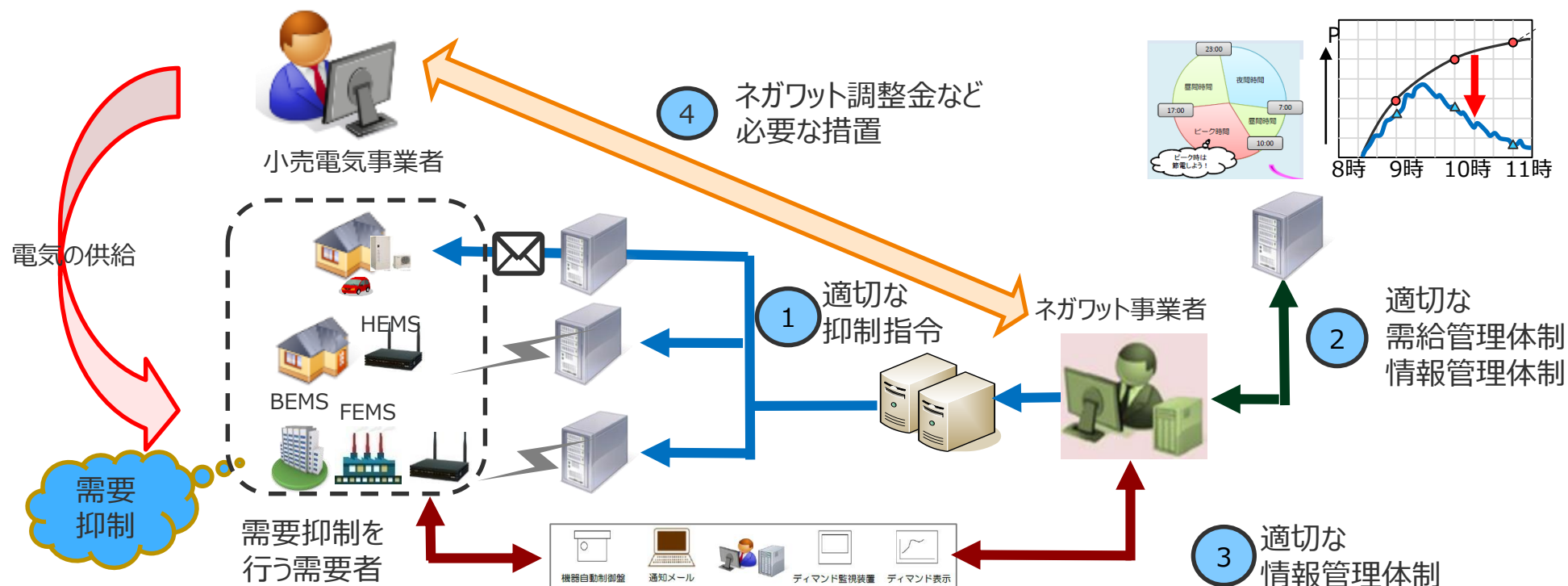
ネガワット事業者がネガワット取引を行う場合は、以下の4要件を満たすことが省令等に手当てされ、託送供給等約款における需要抑制量調整供給契約において、確認することが求められております。

要件①：需要家に対して需要抑制に関する計画を策定し、指令を適時適切に出せること。

要件②：電力の安定かつ適正な供給のため適切な需給管理体制や情報管理体制を保有すること。

要件③：需要家保護の観点から適切な情報管理体制を保有すること。

要件④：需要抑制の対象となる需要家に通常電力を供給する小売電気事業者がネガワットの供給により不利益を被ることがないよう、当該需要抑制分に相当する売上げを補填するなど、小売電気事業者に対して必要な措置を講ずることができること。（ネガワット調整金の契約確認）



04

需要抑制量調整供給のお申込みについて

01 | 需要抑制量調整供給開始までの流れ（１）



02 | 需要抑制量調整供給のお申込みについて（1）

需要抑制量調整供給をご希望される場合、お申込みにあたり、以下の書類のご準備をお願いいたします。

帳票名	提出時期	
需要抑制量調整供給事前検討申込書	事前検討申込み時	前ページ No. 1
需要抑制量調整供給兼基本契約申込書	需要抑制量調整供給契約申込み時 契約異動申込み時	前ページ No. 3
承諾書	契約異動申込み時	前ページ No. 3
需要者の承諾書の提出省略の取り扱いに関する同意書	任意（必要に応じ）	
需要抑制量調整供給契約の要件にかかる誓約書	需要抑制量調整供給契約申込み時	前ページ No. 3

03 | 需要抑制量調整供給のお申込みについて（2）

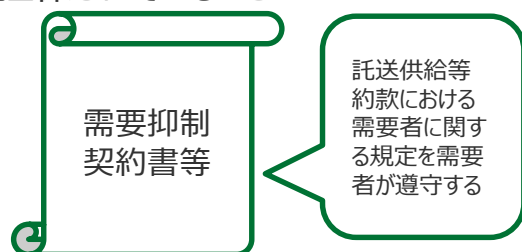
○承諾書とは

契約の要件として、「需要抑制契約者が、需要者に託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者が託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること」が規定されており、契約申込み時に、承諾書を提出する必要があります。

○承諾書の提出省略について

上記の承諾書提出は需要抑制契約者の実務負担が大きいことから、「承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書」を予め提出していただくことで、都度の承諾書の提出を省略することができるルールです。

①需要抑制契約者と需要者間の需要抑制契約書等で担保されていること



②契約申込み時に、需要抑制量調整供給契約の実施に必要な需要者情報の提供承諾があること



③需要抑制契約書等の写しの提出
(一般送配電事業者が提示を求めた場合のみ)



①、②、③などについて、予め同意いただくことが省略の条件となります。
詳細については、別紙の「承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書」をご確認願います。

【参考】 共通様式1 需要抑制量調整供給事前検討申込書

平成 年 月 日

(会社を選択して下さい) 御中

需 要 抑 制 量 調 整 供 給 事 前 検 討 申 込 書

貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり、需要抑制量調整供給事前検討を申し込みます。

1. 申込者等

申 込 者 名	名 称	〇〇株式会社	
	役 職	代表取締役	
	氏 名	〇〇 〇〇	
	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇-〇-〇	
連 絡 者 名	所 属	〇〇部	
	氏 名	●● ●●	
	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇-〇-〇	
	電話・FAX	* * - * * * - * * * *	
	E-mail	*****@****.co.jp	

2. 申込内容

需要者の名称	△△株式会社 △△ビル	
供給地点特定番号※1	0 4 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
需要場所	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	
需要抑制量調整供給 開始希望日	平成××年××月××日	
事前検討に関する 需要者の承諾	(承諾者名)	△△ △△
	電話番号	00-0000-0000
現地連絡先	(担当者名)	□□ □□
	電話番号	00-0000-0000
その他特記事項		

※1：当該需要者について、契約に係る供給地点特定番号をご記入下さい。

申込みおよびその実施に際して得た情報は、託送供給、電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外には使用いたしません。

【参考】 共通様式2 需要抑制量調整供給兼基本契約申込書



平成 * * 年 * * 月 * * 日

(選択して下さい) 御中

需要抑制量調整供給兼基本契約申込書

需要抑制量調整供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。

1. 契約者等

需要抑制契約者名	名称	: ○○株式会社	印
	役職	: 代表取締役	
	氏名	: ○○ ○○	
	住所	: 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○-○-○	
連絡者名 (事務的内容と技術的内容で別の方への連絡をご要望の場合は併記ください)	所属	: ○○部	
	氏名	: ●● ●●	
	住所	: 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○-○-○	
	電話・FAX	: * * - * * * * - * * * *	
	E-mail	: *****@****. co. jp	

2. 契約の要件に関する確認

需要抑制量調整供給契約を希望するにあたり託送供給等約款 8 (契約の要件) (3) の満足状況	(選択して下さい)
---	-----------

3. 申込内容

需要抑制量調整供給の開始希望日	平成 × × 年 × × 月 × × 日	
需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なう地点ごとの事項		
申込内容	申込件数	
地点の追加	○ 件	
地点の削除	○ 件	
その他の変更 ()	○ 件	
特記事項		

本申込書を受領する一般送配電事業者は、需要抑制量調整供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。

需要抑制量調整供給兼基本契約申込書別紙【需要場所の概要】

(カタカナ) ※全角	○○カブシキガイシャ △△ビル			
需要者の名称	○○株式会社 △△ビル			
供給地点特定番号*半角22桁	0410123456789012345678			
需要場所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○-○-○			
申込内容	(選択して下さい)			
需要抑制量調整供給開始希望日	平成 × × 年 × × 月 × × 日			
託送供給等約款における需要者に関する事項の遵守について承諾いただいているか	(選択して下さい)			
需要抑制量調整受電電力(最大値)	○○○ kW			
パルス受給の要否	(選択して下さい)			
需要者窓口連絡先	会社・所属	○○部	電話番号	00-0000-0000
	氏名	○○ ○○		
需要抑制BGコード	D * * * 4			
需要抑制BG名称	○○○○○			
需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称	△△△△△			
上記契約者の小売電気事業者コード	* * * * 4			
上記契約者の需要BGコード	L * * * 4			
インバランス切り分け方法(方式1、方式2) ※	(選択して下さい)			
その他特記事項				

※ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法のうち、託送供給等約款30 (電力および電力量の算定) の(18)イによる方法を「方式1」とし、(18)ロによる方法を「方式2」として選択してください。

※複数地点のお申込みをする場合、連記式様式もご利用になれます。

Copyright © CHUBU Electric Power Co.,Inc. All Right Reserved.

18

平成 年 月 日

(需要抑制契約者名)

●●●●株式会社 殿

(需要者名) ○○○○株式会社

印

承 諾 書

需要者は、需要抑制契約者と○○電力株式会社（以下、「○○電力」という。）が需要抑制量調整供給契約を締結する際に下記の事項を承諾します。

- ・ 需要者名：○○○○株式会社
- ・ 需要場所：△△県△△市△△ △丁目△-△

※本承諾書の需要者名および需要場所と需要抑制量調整供給契約申込書の需要者名および需要場所は合致するように記載下さい。

記

1. ○○電力の託送供給等約款における需要者に係る事項を遵守すること。
2. ○○電力が需要抑制契約者に対して、○○電力と需要抑制契約者との間の需要抑制量調整供給契約に関する協議において必要となる当該需要者に関する情報を提供すること。
3. ○○電力が当該需要者と電力需給契約を締結している小売電気事業者に対して、当該小売電気事業者と需要抑制契約者との間で締結する需要抑制に関する調整金契約等の精算において必要となる当該需要者に関する情報を提供すること。

以 上

【参考】共通様式4 需要者の承諾書の提出省略の取り扱いに関する同意書 中部電力

平成 年 月 日	
〇〇電力株式会社 〇〇サービスセンター所長 殿	(需要抑制契約者)
	〇〇〇株式会社 □□ △△ 印
需要者の承諾書の提出省略の取り扱いに関する同意書	
需要抑制を行なう地点の追加申込時に需要者の承諾書の提出を省略するにあたり、以下の取り扱いについて、予め同意いたします。	
1. 弊社と需要者間で締結する需要抑制に係る契約書等において、「託送供給等約款における需要者に関する規定を、需要者が遵守すること」について規定されていること。 2. 需要抑制量調整供給契約の実施に必要な需要者の情報を、貴社が弊社に対し提供することを需要者が承諾していること。 3. 弊社と需要者が電力需給契約を締結している小売電気事業者間で締結する需要抑制に関する調整金契約等の精算において必要な需要者の情報を、貴社が当該小売電気事業者に対し提供することを需要者が承諾していること。 4. 弊社は、上記1～3について承諾を得た需要者の担当窓口等に関する情報を、所定の様式により貴社に報告すること。 5. 貴社が、1の証明として書面にて需要抑制に係る契約書等の提示を弊社に求めた場合には、弊社は貴社に対し、当該需要抑制を行なう地点の需要抑制に係る契約書等のうち、1の規定が確認できる箇所の写しを提出すること。 6. 託送供給等約款の規定における需要者に関する事項の遵守について、不履行が認められた場合の責任は、弊社に帰属すること。	
以 上	

平成 年 月 日

〇〇電力株式会社
〇〇サービスセンター所長 殿

(需要抑制契約者)
〇〇〇株式会社
□□ △△ 印

需要抑制量調整供給契約の要件にかかる誓約書

弊社は、需要抑制量調整供給の申込みにあたり、貴社の託送供給等約款（以下「約款」といいます。）に定める以下の契約の要件を満たすことについて、誓約いたします。

1. 弊社が特定卸供給を行なう事業を営む者で、次のいずれにも該当すること。
(1) 需要者に対して、次のイおよびロの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。
イ 需要抑制量（1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限る。）
ロ 需要抑制の実施頻度および時期
(2) (1)によってえられた 100 キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。
(3) 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。
(4) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。
(5) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう、当該契約者と弊社との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること

2. 弊社が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

3. 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

4. 需要抑制量調整受電電力量の算定上、需要場所が約款 29（計量）(3)に該当しないこと。

5. 弊社が、需要者に約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者が約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

6. 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が、約款附則 9（契約の要件等についての特別措置）の適用を受けていないこと。

7. 貴社が、上記 1 ～ 6 を証明する書面等の提示を弊社に求めた場合には、弊社は貴社に対し、当該書面等を提出すること。

以 上

【参考】事業者コードほかマスター情報登録申請

(電力広域的運営推進機関 ネガワット取引 (直接協議スキーム) に関する説明会資料より抜粋)

項目	小売電気事業者A (需要者へ供給)	需要者	小売電気事業者B (特定卸供給受)	ネガワット事業者X	一般送配電事業者	広域機関
②電力量調整供給契約	電力量調整供給契約の締結 ・ネガワット事業者に求める4要件確認 ・小売事業者Aとのネガワット調整金契約確認 ・その他の確認事項			○	○	
				一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく		
③システム準備	電力量調整供給契約の成立の確認			○	○	
	① 事業者コード発行依頼			○	○	
	② クライアント証明書の取得 <ジャパンネット株式会社へ依頼>			○	○	
	③ スwitching支援システムの利用申請			○	○	
	④ 広域機関システムのマスタ登録・利用申請			○	○	
	⑤ 広域機関システムの入力支援ツール入手			○	○	
	⑥ 一般送配電事業者の情報提供システムの利用申請 (※システム利用有無は検討対象)			○	○	

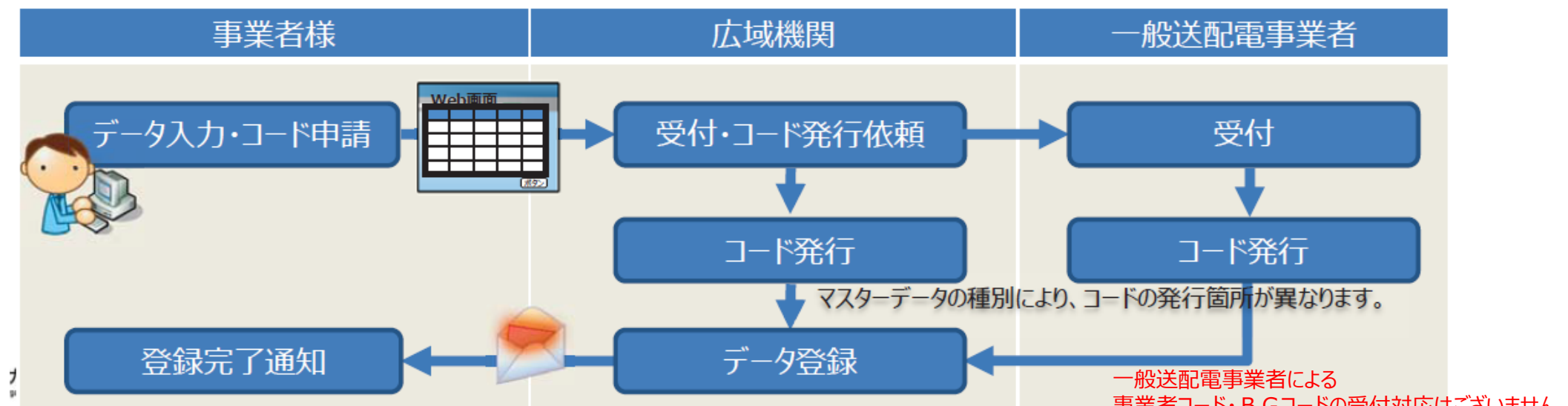
取得には事業者コードが必要

要：個人情報共同利用共同利用ポリシーの掲示

広域機関のシステム利用申請(①～⑤)には、1カ月半程度を要する

【参考】 マスターデータ登録（広域機関へ申請）

広域機関ホームページの広域機関システムログイン画面からログインし、各種コードの取得が必要です。
ネガワット事業者において、コード申請が必要となるのは、事業者コード・B Gコードとなります。



（電力広域的運営推進機関「広域機関システムに関する事業者説明会（平成27年10月28日実施）」より抜粋）

マスターデータ登録申請及びお問い合わせは、広域機関へお願いします。

電力広域的運営推進機関 運用部 需給運用グループ
登録申請専用メール：code@occto.or.jp
問い合わせ専用メール：code-master@occto.or.jp

【参考】各種計画の提出の業務フローについて（１）

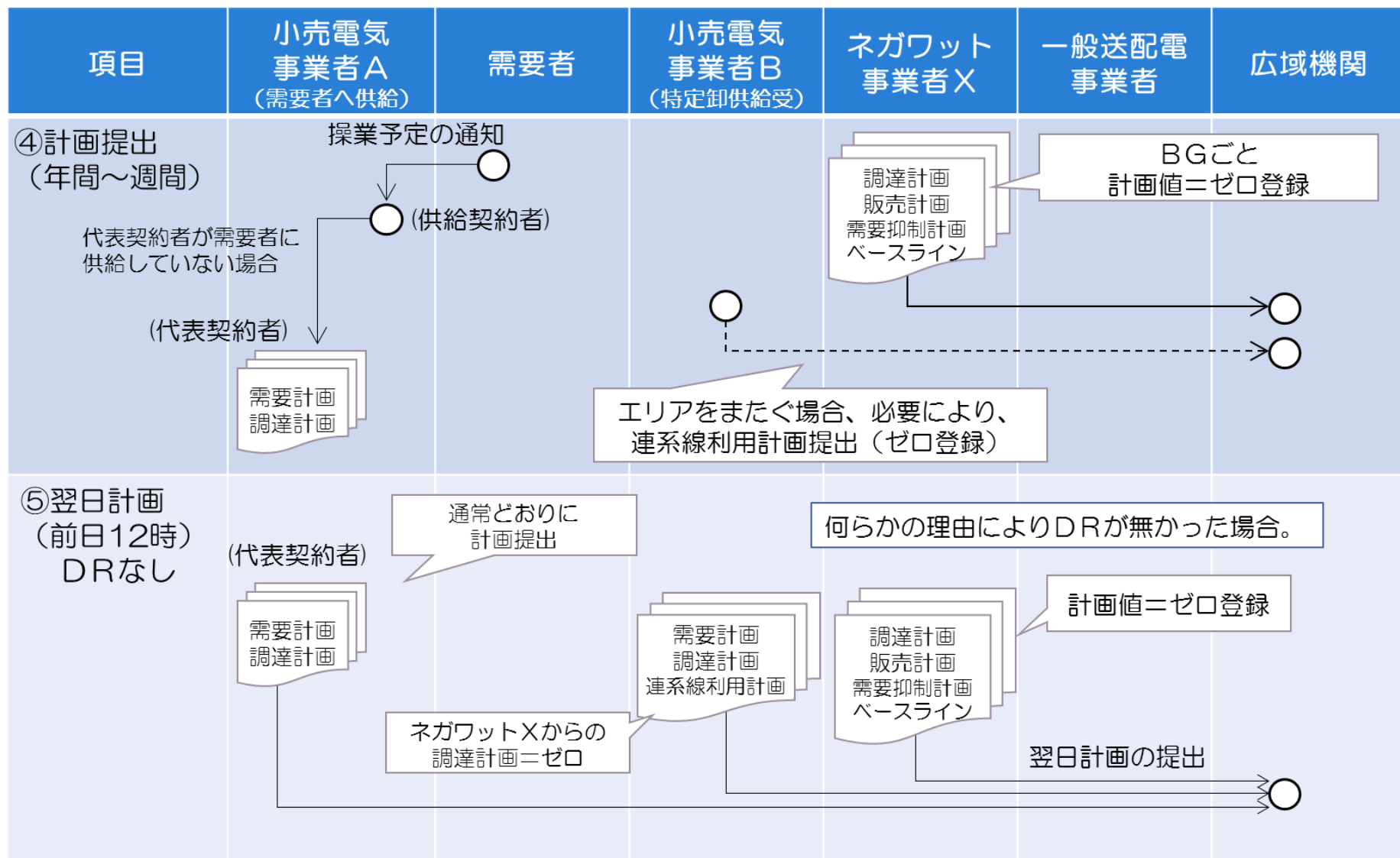
○広域機関へ提出する計画 各計画の提出期限

対象期間		年間計画 (第 1 年度、 第 2 年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の 期限		毎年10月31日	毎月 1 日	毎週火曜日	毎日午前12時	30分ごとの実需給の 開始時刻の 1 時間前
通知の 内容	需要 抑制 計画	各月の平日および 休日の需要抑制量 調整受電電力の最 大値および最小値	各週の平日および 休日の需要抑制量 調整受電電力の最 大値および最小値	日ごとの需要抑制 量調整受電電力の 最大値と予想時刻 および最小値と予想 時刻	30分ごとの要抑制量調整受電電力量	
	調達 計画 ・ 販売 計画	各月の平日および 休日の需要抑制量 調整受電電力の最 大値および最小値 に対する契約者、発 電契約者または需 要抑制契約者ごと の調達分および販 売分の計画値	各週の平日および 休日の需要抑制量 調整受電電力の最 大値および最小値 に対する契約者、発 電契約者または需 要抑制契約者ごと の調達分および販 売分の計画値	日ごとの需要抑制 量調整受電電力の 最大値および最小 値に対する契約者、 発電契約者または 需要抑制契約者ご との調達分および販 売分の計画値	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量 に対する契約者、発電契約者または需 要抑制契約者ごとの調達分および販売 分の計画値	
	ベース ライン	—	—	—	—	30分ごとの値

【参考】各種計画の提出の業務フローについて（２）

付録１：直接協議スキームにおけるネガワット取引業務フロー

４／７

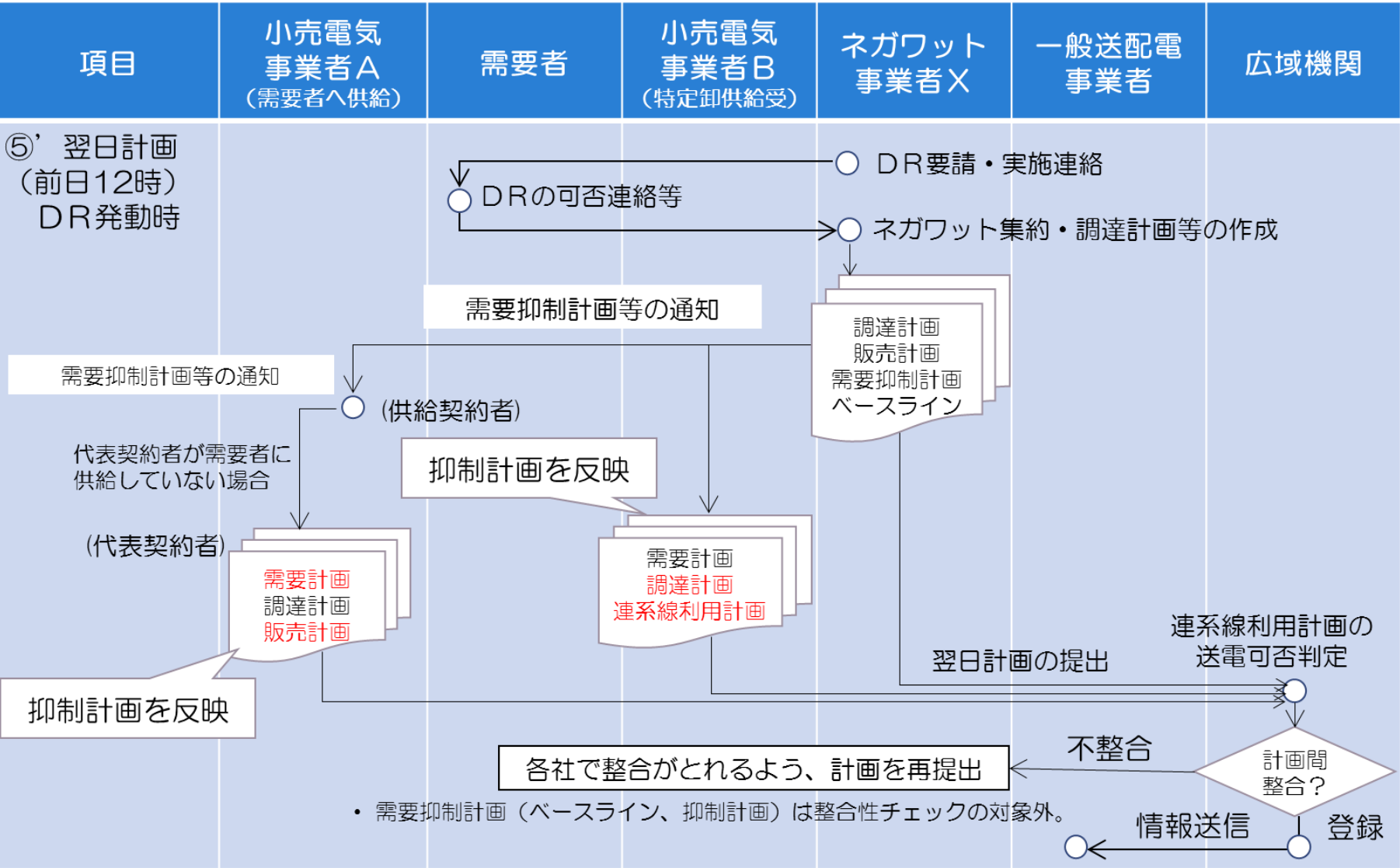


（広域的運営推進機関 ネガワット取引（直接協議スキーム）に関する説明会資料より抜粋）

【参考】各種計画の提出の業務フローについて（3）

付録1：直接協議スキームにおけるネガワット取引業務フロー

5 / 7

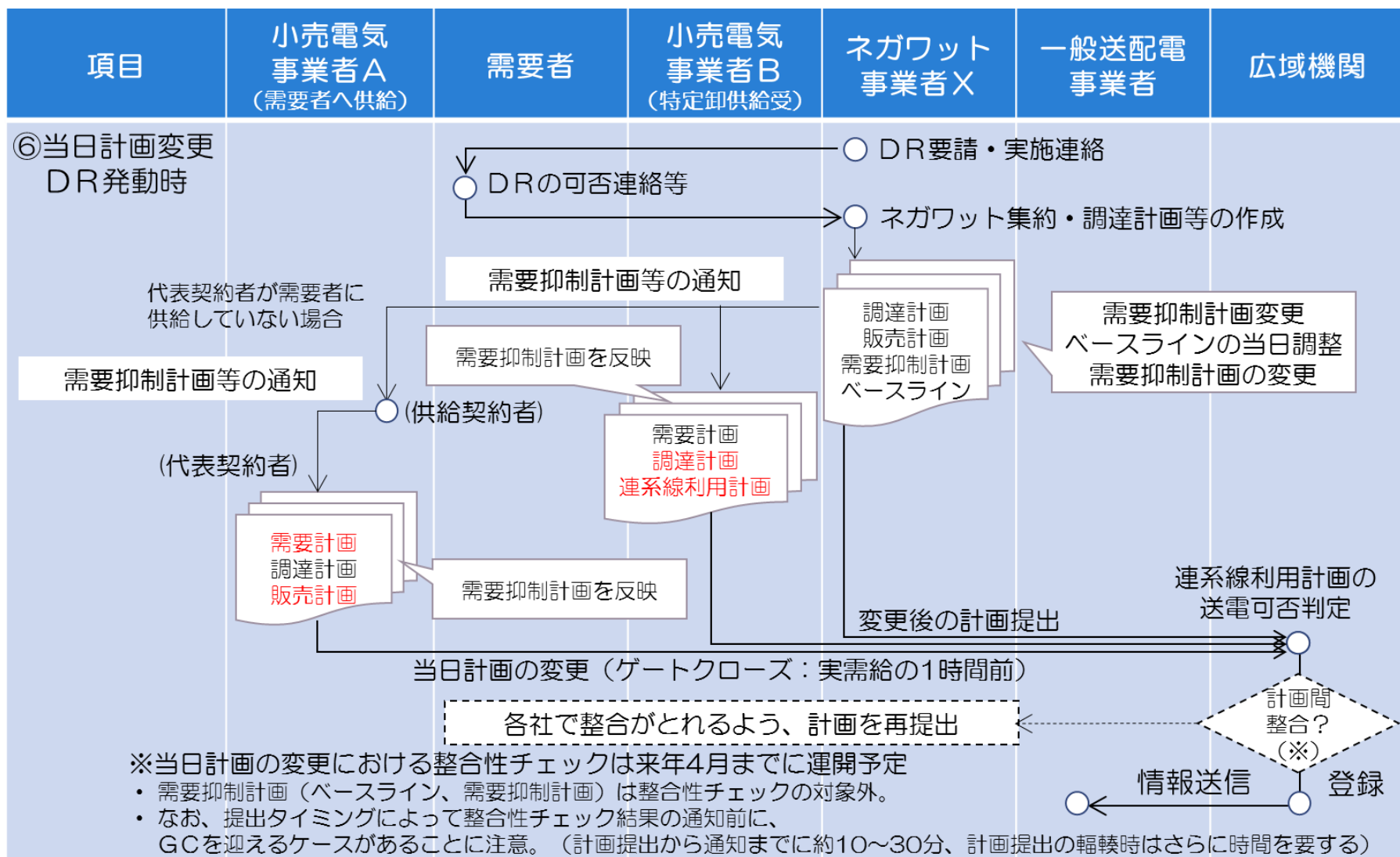


（広域的運営推進機関 ネガワット取引（直接協議スキーム）に関する説明会資料より抜粋）

【参考】各種計画の提出の業務フローについて（４）

付録１：直接協議スキームにおけるネガワット取引業務フロー

6 / 7



（広域的運営推進機関 ネガワット取引（直接協議スキーム）に関する説明会資料より抜粋）

【参考】需要抑制計画作成時の留意点

＜暫定運用時の需要抑制計画イメージ＞

需要抑制計画								
送信者コード			8XXXX					
送信者名称			ネガワット事業者A					
提出先事業者コード			XXXXX					
提出先事業者名称			一般送配電事業者X					
需要抑制計画値	需要抑制BGコード	XXXXX			XXXXX		XXXXX	
	需要抑制BG名称	抑制1			抑制2		抑制3	
	需要抑制契約識別番号1	XXXXX			XXXXX		XXXXX	
	需要BGコード(取引先BGコード)	XXXXX			XXXXX		XXXXX	
	需要BG名称(取引先BG名称)	需要X			需要X		需要X	
	小売事業者コード	XXXXX			XXXXX		XXXXX	
	小売事業者名称	小売1			小売2		小売3	
	優先順位	99			99		1	
	プロラタ内優先順位	1			-		-	
	供給地点特定番号	AAA	BBB	CCC	DDD	EEE	FFF	GGG
	需要抑制契約識別番号2	aaaaaa	bbbbbb	cccccc	dddddd	eeeeee	ffffff	gggggg
	ベースライン(地点毎)	1000	5000	3000	1000	500	2000	4000
	ベースライン(抑制BG計)	9000			3500		4000	
	抑制計画値	200	800	500	100	50	250	600
	抑制計画値抑制BG合計	1500			400		600	
	抑制計画値抑制契約者合計						2500	

- ① 需要抑制 B G ※ベースライン、抑制計画値は日毎 4 8 コマが必要 (図中は簡略化のため省略)
- ✓ 小売電気事業者毎、インバランス切り分け方式毎に個別の需要抑制BGとしてください。
 - ✓ インバランスは需要抑制BG単位で計算されます。
- ② 供給地点特定番号
- ✓ 供給地点特定番号は、需要者毎に 1 件ずつ記載が必要です。
- ③ ベースライン (地点毎)
- ✓ 一般送配電事業者がベースラインを評価するために必要となります。
 - ※ 複数の需要地点を 1 B G とする場合において、一部の需要地点でのみ需要抑制する場合においても、全ての需要地点のベースラインを記載いただくことが必要となります。なお、B G 単位で需要抑制を実施されない場合は、需要抑制計画とベースラインは「ゼロ」と記載いただくことが必要となります。
- ④ 抑制計画値抑制 B G 合計
- ✓ 需要抑制量調整供給契約期間中に B G 単位で需要抑制を実施されない場合は、抑制計画値抑制 B G 合計を「ゼロ」と記載して提出して頂く必要があります。
 - ※ 抑制計画値抑制 B G 合計を「ゼロ」で記載頂いた場合のインバランスは、需要抑制量調整供給契約 (ネガワット) 側ではなく、接続供給契約側に仕訳します。(接続対象計画差対応補給[余剰]電力量が算出され、需要抑制量調整受電計画差対応補給[余剰]電力量は発生しないこととなります。具体的なイメージは P 3 8 のとおりです)

05

**新たに需要抑制量調整供給を
開始するまでの必要工事および工期**

01 | 需要抑制量調整供給に必要な工事について

○需要抑制量調整供給に必要な工事について

需要抑制量調整供給開始にあたり、30分毎の電力量を計量できる計量器が必要となります。

○標準的な準備期間

当社が供給承諾したのち、託送供給を開始するまでの標準的な準備期間は、次のとおりです。

電圧区分	計量器工事：不要 通信工事：不要	計量器工事：不要 通信工事：必要	計量器工事：必要 通信工事：必要
低圧	1 営業日 + 2 暦日		8 営業日 + 2 暦日
高圧小口（500kW未満）	2 週間	6 週間	6 週間
高圧大口（500kW以上）	2 週間	6 週間	9 週間
特別高圧	2 週間	6 週間	9 週間

上記の準備期間は在庫がある場合を示します。また、次の場合には、上記準備期間を超えることがあります。

- ・特殊な計量器等を施設する場合
- ・計量器および通信端末の設置スペースがないなど工事が困難な場合
- ・停電工事等で日程調整を要する場合
- ・一定期間に集中して契約申込みがある場合 など

高圧以上については別途計量器等の工事検討が必要となるため、2 か月前までにお申込みをお願いいたします。

○事前検討について

【契約開始日変更のリスク】

需要抑制をおこなう地点によっては、特殊な計量器を使用する場合等の個別の理由により、工事期間を多く要する場合があります。

この場合、標準的な準備期間を確保して申込みいただいたとしても工事期間の理由から契約開始日を変更（後倒し）していただく必要があります。



上記リスクを回避する手段として事前検討があります。

【事前検討】

需要抑制をおこなう地点の工事期間等を契約申込み前に把握するための検討。
お申込み後 2 週間以内に検討結果を回答します。

事前検討結果の工事期間を確保して契約のお申込みをいただくことで、契約開始日変更のリスクを減少できます。

06

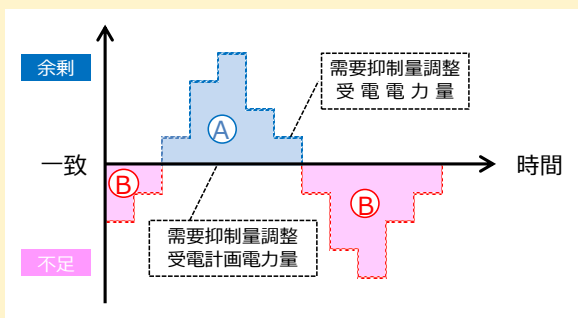
インバランス料金制度

01 | インバランス料金制度の概要

計画値と実績値の差分（インバランス）に対する料金は、発電量調整供給や接続供給におけるインバランス料金単価と同一です。

◆インバランス料金は、以下の算定式により、30分毎に単価が変動します。

インバランス料金単価 = スポット市場価格と1時間前市場価格の加重平均値 × α + β



α : 系統全体の需給状況に応じた調整項

β : 各地域ごとの需給調整コストの年平均の水準差を反映する調整項

A 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量
B 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量
(詳細算定方法は p 37を参照)

◆インバランス料金は、各一般送配電事業者のHPにて公開しています。

◆当社においては、以下のページに掲載しています。

HOME

> IR・企業情報

> 研究開発・託送関連・事業展開

> 電力自由化情報・託送供給などのご案内

(もしくはHOMEで「小売電気事業者・発事業者の皆さまへ」バナー)

> 託送料金など

> インバランス単価情報



HOME

インバランス単価情報

【お知らせ】

○エリアインバランス量（確報値）の修正にともない、2016年4月から11月の「インバランス単価・インバランス量・需給調整コスト（確報値）」を公開いたしました。

○当社は、2017年2月23日から25日の3日間の速報値を再受信したことにより、同年3月3日に「インバランス単価（速報値）」の「2017年2月」のファイルにおける当該期間の速報値を更新いたしました。

2017年3月2日までに当該ファイルを取得されていた場合は、再取得いただきますようお願い申し上げます。

インバランス単価（速報値）

- 2017年2月
- 2017年3月

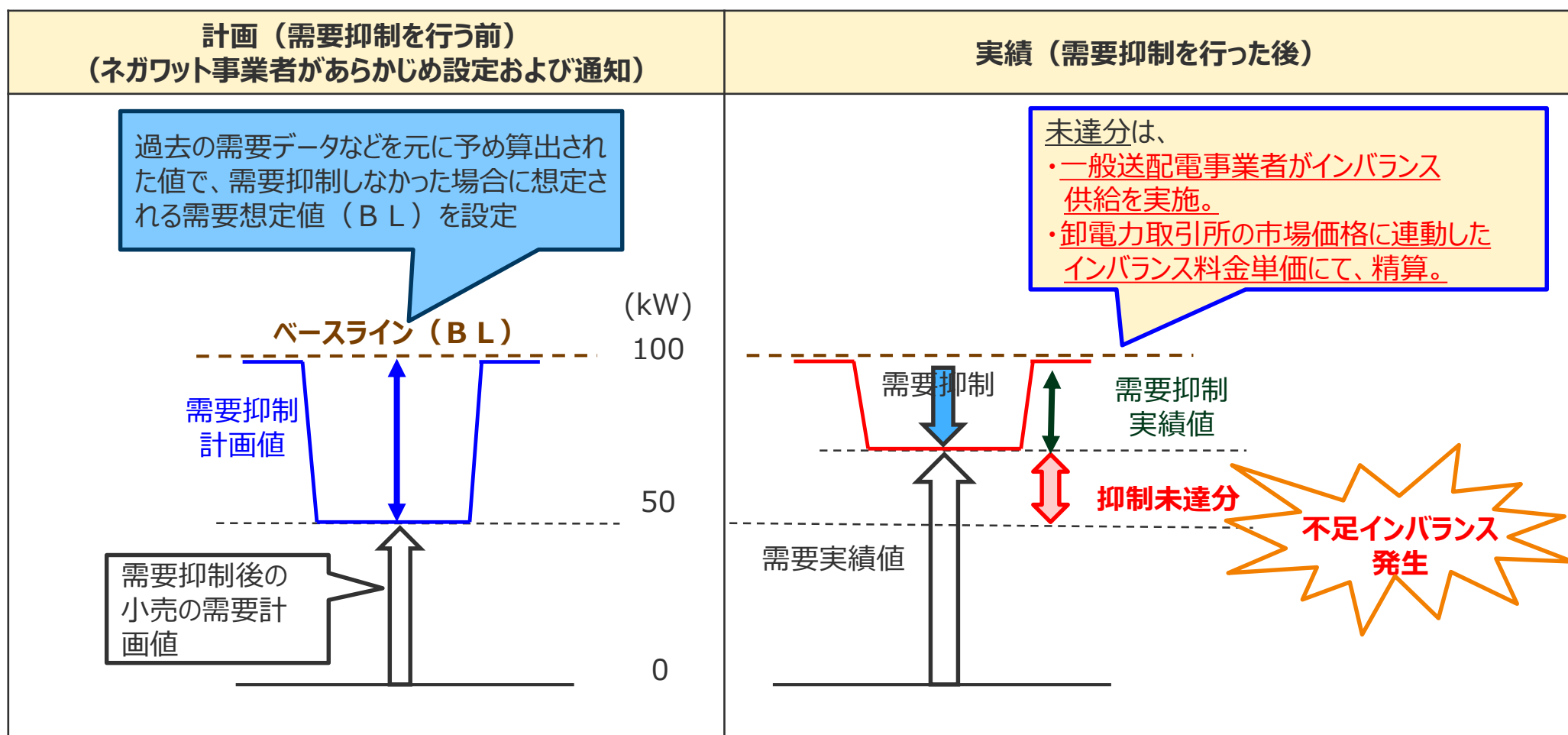
インバランス単価・インバランス量・需給調整コスト（確報値）

2016年度

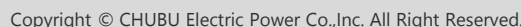
- 2016年4月
- 2016年5月
- 2016年6月
- 2016年7月
- 2016年8月
- 2016年9月

02 | インバランス供給のイメージ（１）

- 需要抑制は、あらかじめ定めた需要想定値（＝ベースライン（ＢＬ））を基準に、抑制を実施します。
- 一般送配電事業者は、ネガワット事業者が事前に設定した「需要抑制の計画値」と、「需要抑制の実績値」との差分について、インバランス供給を実施します。
- 現行のインバランス精算同様、卸電力取引所の市場価格に連動したインバランス料金単価を用いて精算します。

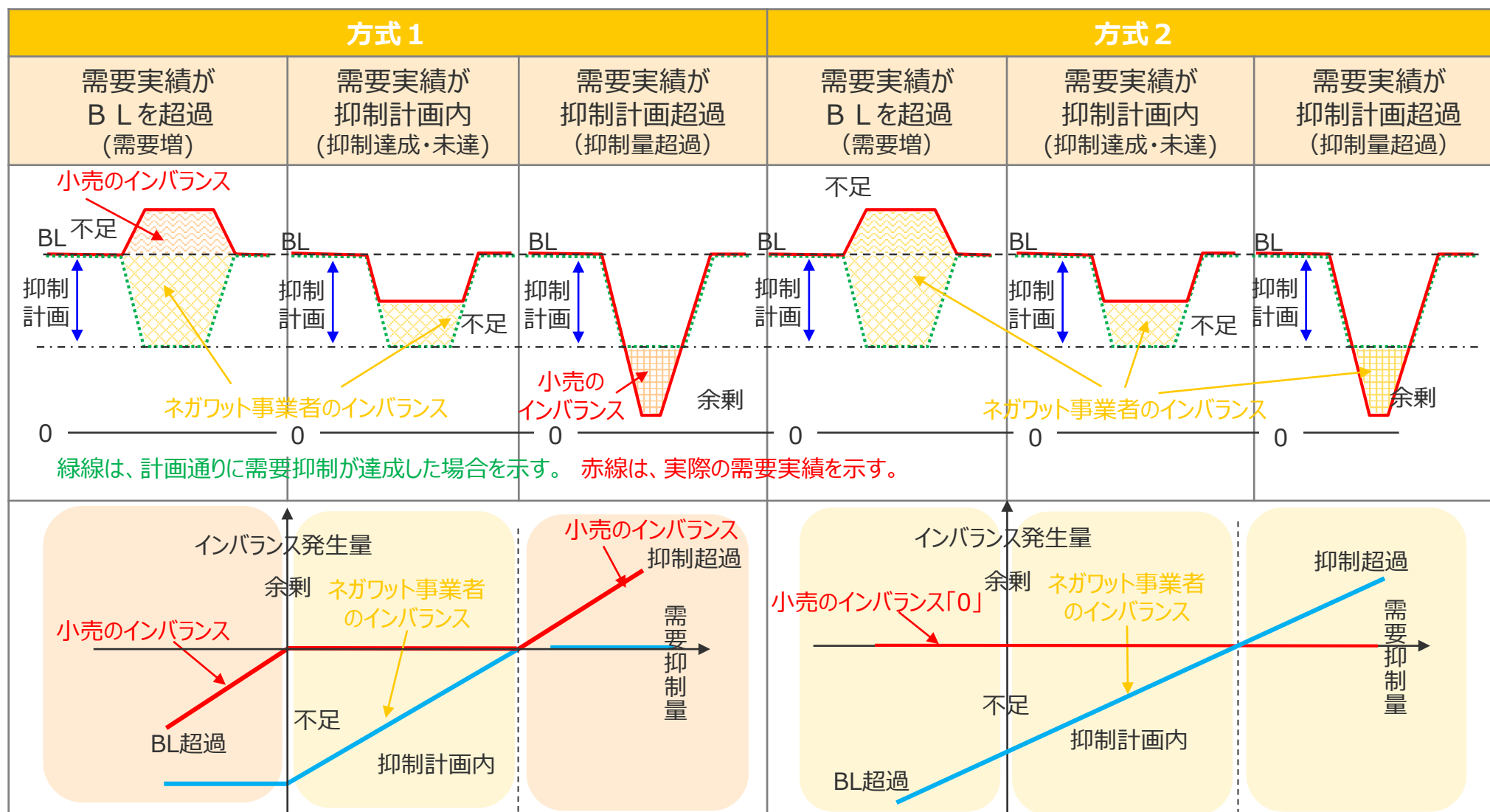


- ① 小売 B が自らの需要者に対する供給力確保のため、ネガワット事業者へ、(20)のネガワット調達を依頼
- ② ネガワット事業者が、小売 A から電気の供給を受ける需要者(ネガワットを行う需要者)に(20)の需要抑制を指令
- ③ 需要抑制の指令を受けた「ネガワットを行う需要者」は、予定時刻に需要抑制を実施。
結果：抑制指令(20)に対して、(10)の需要抑制を達成。⇒(10)未達
- ④ 一般送配電事業者は、需要抑制未達分の(10)の電気について、インバランス供給を行う。
- ⑤ ネガワットを行う需要者が(10)の需要抑制を行ったことにより発生した、発電者の余剰電力(10)と、一般送配電事業者のインバランス供給(10)が、小売 B の需要者へ供給される。なお、インバランス供給に係る精算はネガワット事業者と行う。



04 | インバランスの算定方式（1）

インバランスの算定方式は2方式を設定します。方式1では、ベースライン・需要抑制計画・需要実績の値を用いて、インバランスの負担を小売電気事業者とネガワット事業者のどちらに負担させるかを判定し、それぞれのインバランス量を算定します。方式2では、上記の判定にかかわらず、発生したインバランスについてネガワット事業者が全て負担することになります。



05 | インバランスの算定方式（2）

前項で説明したインバランスの算定式は以下のとおり。

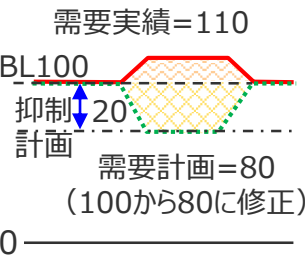
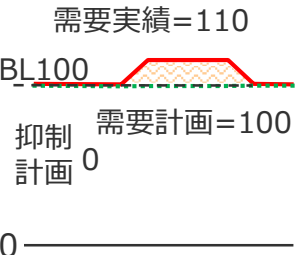
※緑線は、計画通りに需要抑制が達成した場合を示す。赤線は、実際の需要実績を示す。

※需要抑制量調整受電電力量(送電端)の表記を「抑制電力量」とする。

(例)ベースライン(BL)：100，需要抑制計画(需要抑制量調整受電計画電力量)：50，需要計画：100⇒50(抑制計画の通知を受け修正)

※需要実績=接続供給電力量(送電端) ※複数地点は、需要実績の合計値とする。	方式1（小売とネガワット双方で負担）		方式2（全てネガワットが負担）	
	小売電気事業者のインバランス	ネガワット事業者のインバランス	小売電気事業者のインバランス	ネガワット事業者のインバランス
需要実績がBLを超過 需要実績=150 BL100 抑制計画 50 0	・接続対象電力量 = 需要実績 - 抑制計画 = 150 - 50 = 100 ・接続インバランス = 接続対象電力量 - 需要計画 = 100 - 50 = 50 ・不足インバランス 50	・抑制電力量 = 0 ・抑制インバランス = 抑制計画 - 抑制電力量 = 50 - 0 = 50 ・不足インバランス 50	・接続対象電力量 = ベースライン - 抑制計画 = 100 - 50 = 50 ・接続インバランス = 接続対象電力量 - 需要計画 = 50 - 50 = 0 ・インバランス「0」	・抑制電力量 = ベースライン - 需要実績 = 100 - 150 = ▲50 負となる場合は、「0」とする。 ・抑制インバランス = 抑制計画 + 需要実績 - ベースライン = 50 + 150 - 100 = 100 ・不足インバランス 100
需要実績が抑制計画内 BL100 抑制計画 50 需要実績=80 0	・接続対象電力量 = ベースライン - 抑制計画 = 100 - 50 = 50 ・接続インバランス = 接続対象電力量 - 需要計画 = 50 - 50 = 0 ・インバランス「0」	・抑制電力量 = ベースライン - 需要実績 = 100 - 80 = 20 ・抑制インバランス = 抑制計画 - 抑制電力量 = 50 - 20 = 30 ・不足インバランス 30	・接続対象電力量 = ベースライン - 抑制計画 = 100 - 50 = 50 ・接続インバランス = 接続対象電力量 - 需要計画 = 50 - 50 = 0 ・インバランス「0」	・抑制電力量 = ベースライン - 需要実績 = 100 - 80 = 20 ・抑制インバランス = 抑制計画 - 抑制電力量 = 50 - 20 = 30 ・不足インバランス 30
需要実績が抑制計画超過 BL100 抑制計画 50 需要実績=20 0	・接続対象電力量 = 需要実績 = 20 ・接続インバランス = 需要計画 - 接続対象電力量 = 50 - 20 = 30 ・余剰インバランス 30	・抑制電力量 = 抑制計画 = 50 ・抑制インバランス = 抑制計画 - 抑制電力量 = 50 - 50 = 0 ・インバランス「0」	・接続対象電力量 = ベースライン - 抑制計画 = 100 - 50 = 50 ・接続インバランス = 接続対象電力量 - 需要計画 = 50 - 50 = 0 ・インバランス「0」	・抑制電力量 = ベースライン - 需要実績 = 100 - 20 = 80 ・抑制インバランス = 抑制電力量 - 抑制計画 = 80 - 50 = 30 ・余剰インバランス 30

【参考】 需要抑制計画を「0」とした場合の仕訳イメージについて

※需要実績 =接続供給電力量(送電端) ※複数地点は、需要実績の合計値とする。	小売電気事業者とネガワット事業者に対してインバランス量の仕訳が発生				仕訳なし
	方式 1（小売とネガワット双方で負担）		方式 2（全てネガワットが負担）		－
	小売電気事業者の インバランス	ネガワット事業者の インバランス	小売電気事業者の インバランス	ネガワット事業者の インバランス	小売電気事業者の インバランス
抑制計画≠0ケース ※緑線は、需要抑制計画 赤線は、需要実績を示す。  需要実績=110 BL100 抑制計画 20 需要計画=80 (100から80に修正) 0	・接続対象電力量 = 需要実績－抑制計画 = 110－20=90 ・接続インバランス = 接続対象電力量 － 需要計画 = 90－80=10 ・不足インバランス 10	・抑制電力量 = 0 ・抑制インバランス = 抑制計画 － 抑制電力量 = 20－0=20 ・不足インバランス 20	・接続対象電力量 = ベースライン － 抑制計画 = 100－20=80 ・接続インバランス = 接続対象電力量 － 需要計画 = 80－80= 0 ・インバランス 「0」	・抑制電力量 = ベースライン － 需要実績 = 100－110=▲10 負となる場合は、「0」とする。 ・抑制インバランス = 抑制計画 + 需要実績 － ベースライン = 20+110－100 = 30 ・不足インバランス 30	－
抑制計画=0ケース ※緑線は、需要抑制計画 赤線は、需要実績を示す。  需要実績=110 BL100 抑制計画 0 需要計画=100 0	・接続対象電力量 = 需要実績×損失率 － 抑制計画 = 110－0=110 ・接続インバランス = 接続対象電力量 － 需要計画 = 110－100=10 ・不足インバランス 10	・抑制電力量 = 0 ・抑制インバランス = 抑制計画 － 抑制電力量 = 0－0=0 ・インバランス 「0」	・接続対象電力量 = ベースライン － 抑制計画 = 100－0=100 ・接続インバランス = 接続対象電力量 － 需要計画 = 100－100= 0 ・インバランス 「0」	・抑制電力量 = ベースライン － 需要実績 = 100－110=▲10 負となる場合は、「0」とする。 ・抑制インバランス = 抑制計画 + 需要実績 － ベースライン = 0+110－100 = 10 ・不足インバランス 10	・接続対象電力量 = 需要実績 = 110 ・接続インバランス = 接続対象電力量 － 需要計画 = 110－100=10 ・不足インバランス 10

抑制計画が0の場合は、小売電気事業者のみにインバランスが発生します。
(需要抑制量調整供給としてインバランスを算定しないため、ネガワット事業者にインバランスは発生しません。)

06 | インバランス料金算定時のお知らせ項目（1）

インバランス料金算定結果に関して、ネガワット事業者には以下の実績を提供※します。

※提供時期：インバランス料金お知らせ時

需 要 抑 制 量 調 整 受 電 計 画 差 対 応 電 力 料 金 計 算 書

ネガワット事業者コード	8****	需要抑制BGコード	DZ999	小売事業者コード	49994	需要BGコード	LZ999	インバランス切分方式	1		
ネガワット事業者名称	〇〇株式会社	需要抑制BG名称	ネガワットX	小売事業者名称	小売X	需要BG名称	小売X-BG				
日 付	時 間 帯	ベースライン	需要抑制量調整 受電計画電力量	需要抑制量調整 受電電力量	接続供給電力量	接続対象電力量	需要抑制量調整受電 計画差対応補給電力量	需要抑制量調整受電 計画差対応余剰電力量	需要抑制量調整 受電計画差対応 (補給/余剰)電 力料金単価	需要抑制量調整受電計画差 対応補給電力料金	需要抑制量調整受電計画差 対応余剰電力料金
2017/04/01	00:00-00:30	0	0	0	0.00	0	0	0	0.00	0.00	0.00
2017/04/01	00:30-01:00	0	0	0	0.00	0	0	0	0.00	0.00	0.00
2017/04/01	01:00-01:30	0	0	0	0.00	0	0	0	0.00	0.00	0.00
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
2017/04/30	22:30-23:00	0	0	0	0.00	0	0	0	0.00	0.00	0.00
2017/04/30	23:00-23:30	0	0	0	0.00	0	0	0	0.00	0.00	0.00
2017/04/30	23:30-24:00	0	0	0	0.00	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	合計・最大	0	0	0	0.00	0	0	0	0.00	0	0

07 | インバランス料金算定時のお知らせ項目（2）

インバランスの算定に関して、小売電気事業者には以下の実績を提供※します。

※提供時期：インバランス料金お知らせ時

需 要 抑 制 量 調 整 受 電 電 力 量 の お 知 ら せ								
小売事業者コード	49994	需要BGコード	LZ999	ネガワット事業者コード	8****	需要抑制BGコード	DZ999	インバランス切分方式 1
小売事業者名称	小売X	需要BG名称	小売X-BG	ネガワット事業者名称	〇〇株式会社	需要抑制BG名称	ネガワットX	
日 付	時 間 帯	ベースライン	需要抑制量調整 受電計画電力量	需要抑制量調整 受電電力量	接続供給電力量	接続対象電力量	需要抑制量調整受電 計画差対応補給電力量	需要抑制量調整受電 計画差対応余剰電力量
2017/04/01	00:00-00:30	0	0	0	0.00	0	0	0
2017/04/01	00:30-01:00	0	0	0	0.00	0	0	0
2017/04/01	01:00-01:30	0	0	0	0.00	0	0	0
2017/04/30	21:30-22:00	0	0	0	0.00	0	0	0
2017/04/30	22:00-22:30	0	0	0	0.00	0	0	0
2017/04/30	22:30-23:00	0	0	0	0.00	0	0	0
2017/04/30	23:00-23:30	0	0	0	0.00	0	0	0
2017/04/30	23:30-24:00	0	0	0	0.00	0	0	0
	合計・最大	0	0	0	0.00	0	0	0

※小売電気事業者のインバランス料金については別途お知らせいたします。

07

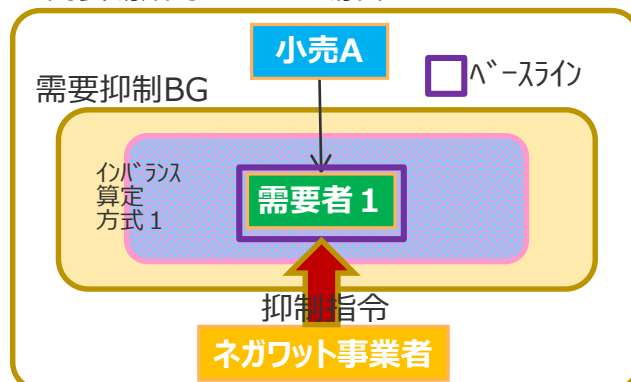
balancing group (BG)

01 | バランシンググループ（B G）

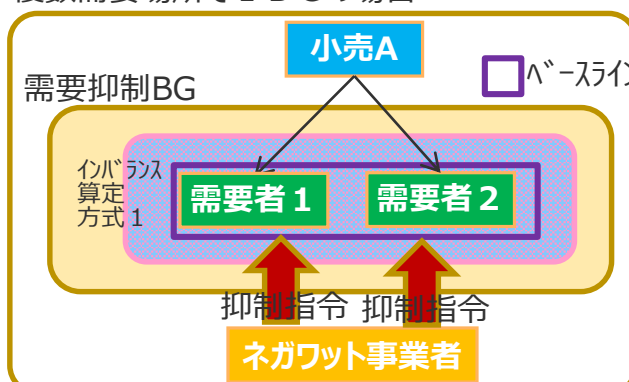
- 需要抑制 B Gには、原則としてあらかじめ定めた需要場所（同一の一般送配電事業者の供給設備に接続）が属するものとします。なお、低圧で電気の供給を受ける需要場所は、1 B Gに属するものとします。
- 複数の需要場所で1 B Gを希望される場合、「（小売）契約者が同一」かつ「インバランス算定方式が同一」としていただきます。
- 複数のネガワット事業者が1 需要場所において契約を希望される場合、「インバランス算定方式が同一」としていただきます。

※需要抑制 B Gとして組成可能なパターン例

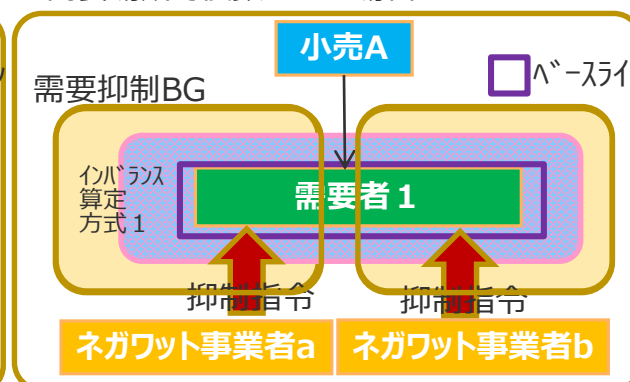
1 需要場所で1 B Gの場合



複数需要場所で1 B Gの場合

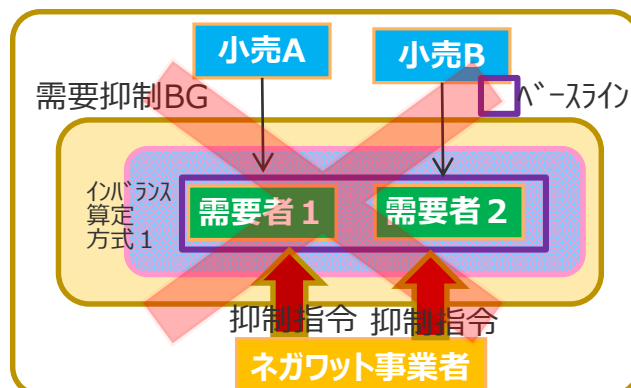


1 需要場所で複数 B Gの場合

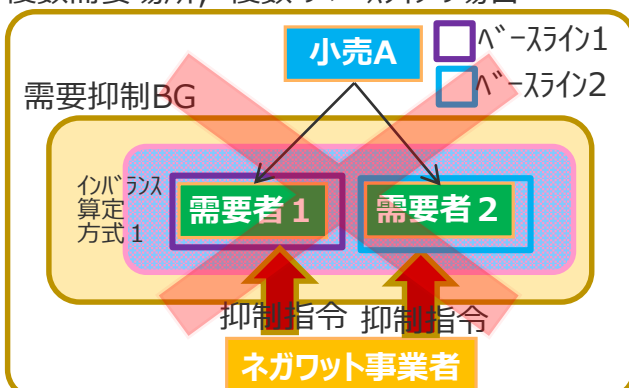


※需要抑制 B Gとして組成出来ないパターン例

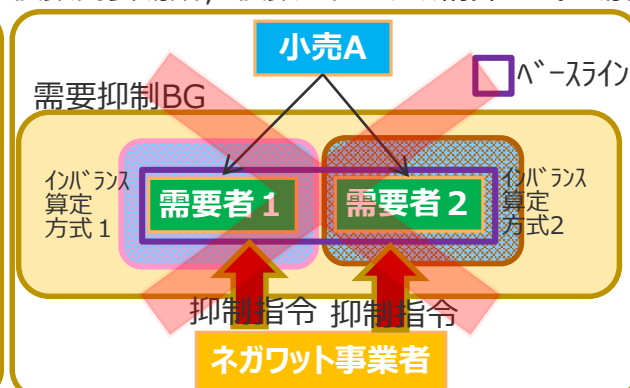
複数需要場所に対して複数の契約者の場合



複数需要場所、複数のベースラインの場合



複数需要場所、複数のインバランス精算方式の場合



08

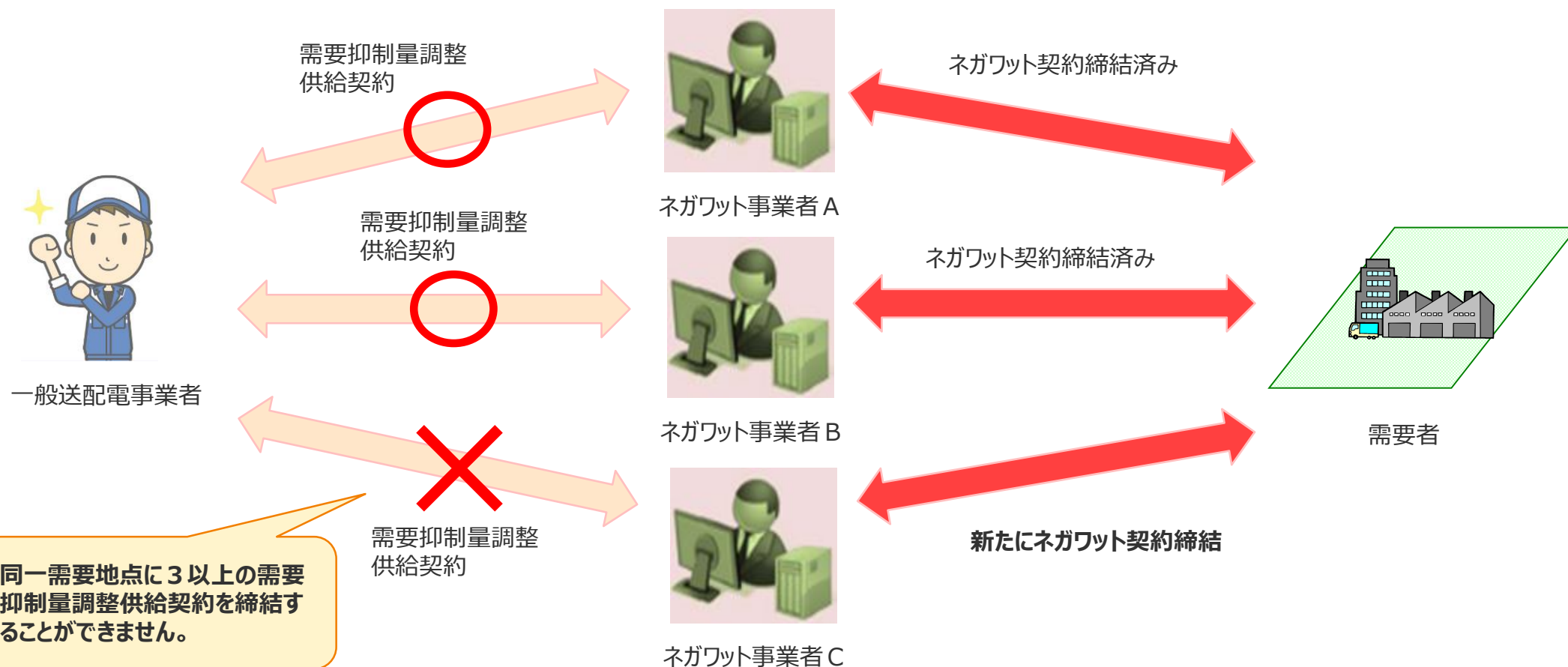
契約申込における留意点

01 | 契約申込前の留意点

契約をお申込みいただくにあたり、現状、**同一需要地点で3以上のネガワット事業者とネガワット契約を締結するお申込み**については、弊社システムの都合上、**需要抑制量調整供給契約をお受けすることができません**ので、予めご了承ください。

※同一需要地点に複数ネガワット事業者で契約する場合は**2事業者までであれば契約可能**です。

○同一需要地点で複数のネガワット事業者がネガワットをする場合



02 | 需要抑制地点の需要者名称変更

需要抑制地点の需要者名称の変更については、当該需要者と電力需給契約を締結している小売電気事業者の接続供給契約と紐付いているため、原則として、**お受けできません**。このため、変更の必要がある場合は、**当該需要者と電力需給契約を締結している小売電気事業者からの変更申込みが必要**となりますので、当該需要者に対して、変更申込みのご依頼をお願いいたします。

(参考) 需要抑制地点明細表

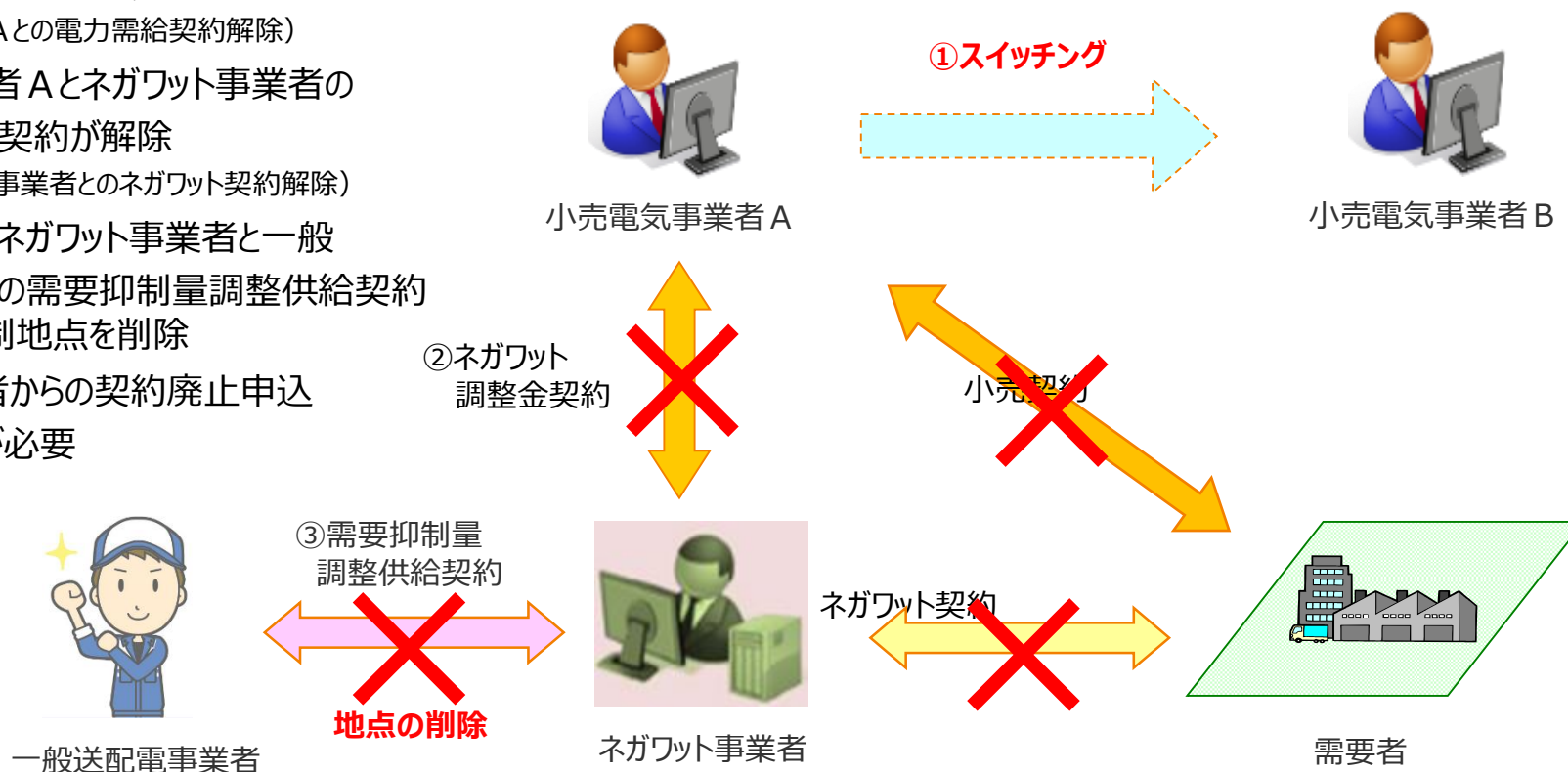
需 要 抑 制 地 点 明 細 表

No.	供給地点特定番号	需要者	需要抑制BGコード	インバランス切り分け方法 (方式1, 方式2)	契約適用開始日	その他特記事項
1	*****	〇〇株式会社	Dxxx6	1		
2	*****	△△株式会社	Dxxx6	1		
3	*****	□□株式会社	Dxxx6	1		
4	*****	株式会社◎◎	Dyyy6	2		
5	*****	株式会社▽▽	Dyyy6	2		
6	*****	株式会社◇◇	Dyyy6	2		

03 | 需要者のスイッチング時の廃止申込

需要抑制地点の需要者が電力需給契約を締結している小売電気事業者から、他の小売電気事業者にスイッチングした場合は、スイッチング日を以って、ネガワット事業者と当社との需要抑制量調整供給契約における当該需要者は需要抑制地点から消滅することになります。このため、ネガワット事業者は、需要抑制地点の需要者がスイッチングする場合は、速やかに当該需要抑制地点の契約廃止申込（地点削除）を行う必要があります。

- ① 需要者が小売電気事業者 A から
小売電気事業者 B へスイッチング
(小売電気事業者 A との電力需給契約解除)
- ② 小売電気事業者 A とネガワット事業者の
ネガワット調整金契約が解除
(需要者とネガワット事業者とのネガワット契約解除)
- ③ 上記②に伴い、ネガワット事業者と一般
送配電事業者との需要抑制量調整供給契約
における需要抑制地点を削除
→ ネガワット事業者からの契約廃止申込
(地点削除) が必要



09

小売電気事業者への需要抑制計画・ ベースラインの通知

01 | ネガワット事業者から小売電気事業者への通知について

ネガワット事業者の需要抑制計画については、需要抑制を行う需要者と電力需給契約を締結している小売電気事業者（※）の需要計画・販売計画に反映させる必要があり、不整合のない正確な計画の提出が必要となります。

なお、ネガワット事業者から小売電気事業者（※）への需要抑制計画等の連絡方法、連絡項目及び通知期限は予め小売電気事業者（※）と取り決めする必要があります。

※代表者契約制度の場合は代表契約者

第4回ネガワット実務者会議資料より

ネガワット事業者から小売事業者への通知（2／2） 16

ネガワット事業者Xから小売事業者Aへ通知する内容は需要抑制計画に含まれる内容（下図・帳票赤枠部分）とする。通知ファイル名などは事務局にて決定する。

ネガワット事業者Xが小売事業者Aへ通知する内容

帳票作成支援ツール（広域機関作成）からコピー可能にする等の工夫を行う。

需要抑制計画							
送電コード	BXXXX						
送電名称	ネガワット事業者X						
提出先事業者コード	XXXXX						
提出先事業者名称	一般送配電事業者X						
需要抑制計画値	需要抑制BGコード	XXXXX		XXXXX		XXXXX	
	需要抑制BG名称	抑制1		抑制2		抑制3	
	需要抑制契約識別番号1	XXXXX		XXXXX		XXXXX	
	需要BGコード(取引先BGコード)	XXXXX		XXXXX		XXXXX	
	需要BG名称(取引先BG名称)	需要X		需要X		需要X	
	小売事業者コード	XXXXX		XXXXX		XXXXX	
	小売事業者名称	小売事業者A		小売事業者C		小売事業者D	
	優先順位	99		99		1	
	プロラタ内優先順位	1		-		-	
	供給地点特定番号	AAA	BBB	CCC	DDD	EEE	FFF
	需要抑制契約識別番号2	aaaaa	bbbbb	ccccc	ddddd	eeee	ffff
	ベースライン(地点毎)	1000	5000	3000	1000	500	2000
	ベースライン(抑制BG計)			9000			3500
	抑制計画値	200	800	500	100	50	250
	抑制計画値抑制BG合計			1500			400
	抑制計画値抑制契約者合計						2500

小売事業者A

10

計画不整合時の取扱いについて

01 | 計画不整合時の取扱いについて

ネガワット事業者が提出した需要抑制計画・需要調達計画（暫定運用）において、需要抑制計画内に不整合（抑制計画≠調達計画、調達計画≠販売計画）があり、不適当と認められる場合は、以下のルールに基づきインバランス精算を行います。

なお、需要抑制計画内に不整合があった場合は、一般送配電事業者からネガワット事業者及び小売電気事業者に不整合情報を提供するため、計画不整合に伴い各事業者に発生する費用の精算は当事者間に対応いただくことになりますので、ご注意ください。

◆託送供給等約款別表 8

需要抑制契約者の需要抑制計画修正（需要抑制量調整供給）

<計画間の整合チェック>（調達・販売計画を修正）

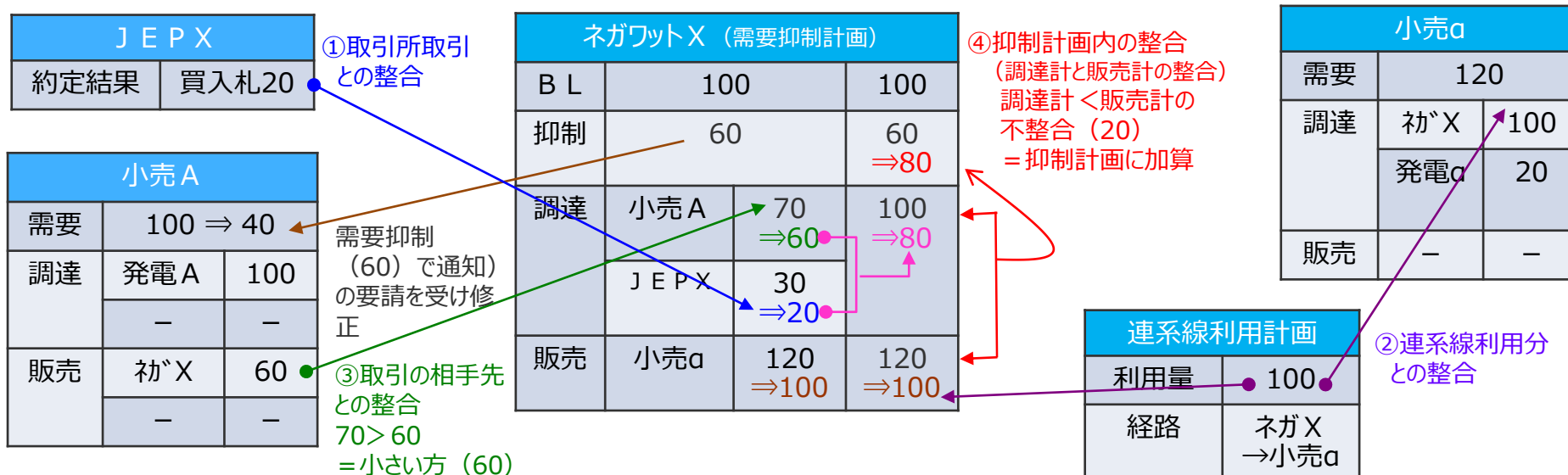
- ①取引所取引とのチェック ⇒ 取引所の約定量と整合させる。
- ②連系線利用分とのチェック ⇒ 連系線利用計画と整合させる。
- ③取引の相手方とのチェック ⇒ 値が小さい方に整合させる。

<計画内の整合チェック>（需要抑制計画を修正）

- ④需要抑制計画内の調達・販売をチェック ⇒ 差分を需要抑制計画※に加減算させる。

（調達＜販売の場合は加算、調達＞販売の場合は減算）

※修正した需要抑制計画は、みなし需要抑制計画と定め、需要抑制インバランスの計算のみに使用。



11

ネットワークサービスセンターへのお問い合わせ先

01 | ネットワークサービスセンターへのお問い合わせ先

ネットワークサービスセンターへのお問い合わせ先は、以下の通りです。

〒461-8680

愛知県名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー ネットワーク営業部

ネットワークサービスセンター

TEL : 052-973-2199 FAX : 052-973-2383

E-mail : Chubu.Nsc005@chuden.co.jp

営業時間：平日 9:00～12:00, 13:00～17:00

(年末年始(12/29～1/3)、土日祝日は除く)

